

おち内科・ペインクリニック（以下、当院）におけるオンライン診療について

当院では、身体的もしくは社会的に医療機関への通院が困難な患者さんが、通院困難を理由に治療を脱落しない環境を提供するため、また、感染症状のない患者さんが医療機関へ通院することで感染症にかかってしまうことを防ぐため、非対面診療（以下、オンライン診療）を導入しています。

オンライン診療は患者さんと当院がビデオ通話（いわゆるテレビ電話）等によって面談することにより成り立ちます。診察の会話の内容は通常の対面診療（いわゆる通常の診察）となんら変わりはありませんが、身体所見や検査所見は得ることができません。また、保険診療では何度も何か月も連続してオンライン診療が認められるわけではありません。一定間隔でクリニックに受診して頂く必要があります。

オンライン診療は保険診療上、以下の2種類に分かれます。

☆電話等再診：

- ・初診を受けた患者さんが再診以後、電話等によって治療上の意見を求めた場合、それに応じること。
- ・慢性疾患の定期的な医学管理を前提としていない。→つまり緊急避難的、臨時的な利用に限られる。
- ・必ずしもビデオ通話でなくとも可。
- ・初診からの期間に制限はない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、運用が緩和された。

☆（狭義の）オンライン診療：

- ・厚生労働省が定めた条件を満たす患者さんのみに適用。
- ・慢性疾患の定期的な医学管理を行うことができる。
- ・電話ではなく表情のわかるビデオ通話であること。
- ・初診から3か月の間は毎月同じ医師により通常の診察を受けていること。
- ・クリニックは「厚生労働省が定めた届け出」を提出していること。
- ・3か月に1回はクリニックへの通院が必要。

以上から、当院としましては原則として、

- ・初診から3か月未満の患者さんには、止むを得ない場合に適正な範囲で「電話等再診」を行う。
- ・初診から3か経過した患者さんには定期受診の代わりに「（狭義の）オンライン診療」を行う。
- ・オンライン診療はビデオ通話を、電話等再診は電話を使用する。
- ・当院をかかりつけとする患者さんに限る。
- ・定期医学管理としてのオンライン診療は、以下の管理料に該当する患者さん限る。
 - ・ 特定疾患療養管理料 ・ 難病外来指導管理料 ・ 在宅時医学総合管理料
 - ・ 在宅自己注射指導管理料（糖尿病）

以上の方針となります。「電話等再診」と「（狭義の）オンライン診療」では医療費（自己負担額）や受けられる条件、疾患が違ってきますのでご注意ください。

オンライン診療のイメージ（4月に初診の場合、8月からオンライン診療が可能です）

初診4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
○	○	○	○	☆	☆	○	☆	☆	○

○：対面診療（通常受診） ☆：オンライン診療